

公募開始後にお問い合わせのあった主な質問、及び回答を記載させていただきます。

No.	ご質問	回答
1	アントレプレナーシップ教育の要素は入っていないのか。	今回の公募は、補正予算概要資料（「イノベーション・エコシステムの維持・強化」）に記載のあるように、スタートアップ・エコシステム拠点都市の大学・自治体・産業界のリソースを結集し、世界に伍するスタートアップの創出に取り組むため、ギャップファンドプログラム構築・運営や試作物の動作検証等を行うための設備機器整備など、アントレプレナーシップを備えた人材の育成も含めた大学等における総合的な環境整備を支援するものです。具体的には、アントレプレナーシップ教育の実施のための環境整備に関する部分は、公募要領 P.25 の「（２）起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等」が該当します。
2	令和2年度 SCORE 大学推進型に採択された拠点では、ベンチャー支援として、メンターの養成を行っているため、本公募要領 P.25 の「（２）起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等」と重複するため、提案できないという整理でよいか。	今回の公募は、より実践的なアントレプレナーシップ教育の実施のための環境整備を含んだものであり、その具体的な内容として、本公募要領 P.25 の「（２）起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等」を挙げています。令和2年9月に SCORE 大学推進型で採択された機関が実施しているベンチャー支援としてのメンター養成と、本公募要領 P.25 の「（２）起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等」については、SCORE 大学推進型において既に両者に資する総合的な支援人材を養成する場合を除き、重複はないと考えます。
3	文部科学省の科学技術人材育成費補助金によって実施されている「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」との整理はどう考えればよいか。	本公募要領 P.25 の「（２）起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等」では、「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」に比べて、より実践的なアントレプレナーシップ教育の実施のための環境整備を想定しているため、「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」で採択されている主幹・協働機関が本公募プログラムに申請する場合、本公募プログラムで実施予定の「（２）起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等」の部分と、「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」で実施している内容についての切り分けに留意する必要があります。
4	プロジェクト推進費と研究開発費の比率は自由に設定できるのか。また、GAP ファンドの1件当たりの金額は、上限さえ守れば自由に設定できるのか。	プロジェクト推進費と研究開発費の比率に制限はありません。また、GAP ファンドの1件当たりの金額の上限は1,000万円程度を想定しており、下限等の想定はしていません。但し、研究開発課題の1年後の出口(起業(将来の規模感、等)、START 等の他プログラムへの申請等)を強く意識して頂く必要があります。

5	地方独立行政法人である公立大学は、主幹機関として申請可能か。	大学は主幹機関として申請可能です。
6	起業環境の整備だけ実施し、研究開発は実施しなくても良いか。	プラットフォームとして、以下の項目を全て実施する必要があります。※主幹機関は全ての項目に主体的に関わります。共同機関はいずれかの項目のみ実施することも可能です。 (1)起業活動支援プログラムの運営 (2)起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等 (3)起業環境の整備 (4)プラットフォーム内外のスタートアップ・エコシステムの構築・推進
7	共同機関は主幹機関と同じスタートアップ・エコシステム拠点都市に所属している必要があるのか。	主幹機関と共同機関は同じスタートアップ・エコシステム拠点都市に所属している必要があります。
8	スタートアップ・エコシステム拠点都市の近接地域等に存し、拠点都市のコンソーシアム等に参加していない大学等が、今回の公募のGAPファンドを申請するためには、主幹機関・共同機関・外部協力機関で構成される「プラットフォーム」に参画することが必要あるのか。 また、スタートアップ・エコシステム拠点都市への参画を検討していない（参画予定がない、拠点都市エリア外にある等）場合でも、（エリア外からでも参画できる）外部協力機関に入れば、GAPファンドの申請は可能か。	GAP ファンドを活用した研究開発を実施するためには、主幹機関、または共同機関として、「プラットフォーム」に参画して頂く必要があります。外部協力機関には、GAPファンドをはじめ、本公募プログラムにおける支援に係る予算を配分することはできません。なお、各スタートアップ・エコシステム拠点都市の拠点都市形成計画そのものを推進する立場でなくとも、拠点都市コンソーシアムに対して外部機関やオブザーバーとして参画するなど、拠点都市の取り組みやビジョンに対して連携・協力している機関であれば、主幹機関又は共同機関として参画しGAP ファンドを実施することが可能です。
9	SCORE 大学推進型に関して、今回とは別に令和3年度の公募は、行う予定はあるか。	従来の SCORE 大学推進型の公募の予定はありません。なおスタートアップ・エコシステム形成支援に資する公募を別途実施予定です。
10	指定された都市以外の研究者は、対象外となるのか。	本公募は研究者による応募ではなく、プラットフォームとしての応募となります。研究者がGAP ファンドを活用した研究開発を実施するためには、ご所属機関が主幹機関、または共同機関として、「プラットフォーム」に参画して頂く必要があります。また、各プラットフォームで研究開発課題の募集・選考方法等を定めることとなります。
11	文部科学省のご発表資料を確認することは可能ですか。	資料、及び説明動画については、以下のURLで公開しています。 https://www.jst.go.jp/start/score-u/r2/index.html
12	EDGE-NEXT が学生を対象とするのに対して、本プログラムは教員などの人材を育成するということで切り分けて良いか。	EDGE-NEXT で実施しているアントレプレナーシップ教育をより実践的に、また大学に限らず民間企業、自治体等との連携による新たな教育プログラムの開発等を令和3年度以降に各プラットフォームで実施可能とするため、本公募では教員のスキルアップやインフラ整備などを中心としています。
13	スタートアップ・エコシステム拠点都市へ参画して	研究者単位で応募可能な、事業化を目指した研究開発に関する公

	いない機関の研究者が同様のことができる予算 予定はないか、教えて頂きたい。	募事業として、START プロジェクト支援型、SCORE チーム推進型を実施しています。START プロジェクト支援型（with/post コロナにおける社会変革への寄与が期待される研究開発課題への短期集中型）は現在公募中であり、1 次申請の〆切は 1 月 22 日正午となっております。 https://www.jst.go.jp/start/support/r2/index.html
14	（２）起業家育成プログラムを運営する指導・ 支援人材の育成等・・・について、「アントレ教育 そのものには直接経費を充てられない」との説明 があった。となると、具体的には何に費用を使うイ メージになるのか？大学の実情としては、アントレ 教育をできる人材が内部にいないからこそ、外部 の組織（例：起業家）と連携（外部委託）し てアントレ教育を企画している実情がある。たとえ ば非常勤として内部化するならば対象になるとい うことか？	今回の公募では、学生や社会人等にアントレ教育等をする方(教員、職員等)の育成のために費用を執行して頂く事が可能です。例えば、国内外の指導者育成のプログラムを受講するための費用や、専門家を招聘し講義して受講するための費用等を執行することができます。 また、ご指摘のような場合、非常勤の方の人件費を支出することも可能ですが、本プログラム終了後もプラットフォーム内で持続的に起業家育成プログラムを提供できる体制整備を目指す必要があります。
15	大学の場合、1 つの拠点都市で共同機関として 参加し、別の拠点都市で外部協力機関として参 画することは可能か。	可能です。但し、何故別の拠点都市へ外部協力機関として参画するのか、申請書に理由を明示して下さい。
16	外部協力機関として参画する際、実施項目に条 件はあるか。	外部協力機関については、実施すべき内容(1)～(4)の項目を必須としていません。
17	ギャップファンドの対象テーマは、大学発の技術シ ーズのみが対象であるのか？社会的な課題を解 決するようなテーマは可能か。	大学等発の技術シーズがベースとなっていることが必要です。その上で、社会的な課題解決のテーマを実施することは可能です。
18	TLO 法人は外部協力機関という位置づけになる か？	No.16 に記載させて頂いた主幹機関、共同機関の条件を満たせば、主幹機関、共同機関として申請できます。
19	大学等の定義ですが、「国立大学法人・公立大 学・私立大学等の学校法人、国公立研究機 関・公設試験研究機関・独立行政法人等の公 的研究機関、公益法人等の公的性格を有する 機関であって、J S T が認めるもの。」となっており ますが、研究開発を目的として設立された法人で なくても認められますか？	認められる場合があります。個別にご相談ください。
20	本公募プログラムで実施すべき内容に「GAP ファ ンドを実施する大学等の数×2 件以上の研究開 発課題に対して、起業活動支援プログラムを実 施すること。」とあるが、GAP ファンドを実施する大 学等それぞれから 2 件ずつ以上課題を採択しな	採択数は「GAP ファンドを実施する大学等の数×2 件以上」ですが、この採択課題数を満たせば、プラットフォーム内の大学等で採択数の偏りがあっても問題がありません。 プラットフォームの選考方針に基づき、評価の高い課題を採択してください。

	ければならないのか。	
21	<p>「2.1.1 本公募プログラムの支援内容」の「(2) 起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等」において、「国内外での研修等を通じて指導・支援人材として必要な素養を身に付けさせたり」(P19)とあるが、海外の大学を外部協力機関と位置づけることは可能か。(P10に外部協力機関として「本公募プログラムに協力する機関(国公立大学(海外含む))」とあるので、可能であると思慮。)</p>	<p>海外の大学を外部協力機関として位置づけることは可能です。</p>
22	<p>「外部協力機関とJSTは直接の契約による資金提供は行いません」とあるが、主幹機関又は共同機関からの外注費を、海外の大学も含め、外部協力機関に支払うことは可能か。</p>	<p>外部協力機関(海外の大学も含む)であるかどうかに関わらず、公募要領P42にあるとおり外注費として認められる範囲であれば、主幹機関又は共同機関から支払うことが可能です。</p> <p>なお、公募要領P42にあるとおり、外注費として認められるのは「研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約」に係る費用のみです。教員に対する研修等の実施にあたっては、どの部分を自大学で実施しどの部分を海外大学に役務として外注するのか、仕様の明確化が必要です。特に、研修先等の外注先に依頼する際には、仕様を明確にするとともに、研究開発要素が外注費に含まれないように留意することが必要です。</p>

以上